

## 再意見書

平成 24 年 4 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 24 年 2 月 21 日付け公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 再意見提出者

ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	<p>既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきた</p> <p>接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠を開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。</p>	<p>事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較を行うことは有意でないものと考えます。</p> <p>なお、守秘義務の観点から、意見募集の機会において、個別の事業者間協議の内容等を明示することは適切ではないと考えます。</p>
イー・アクセス株式会社	<p>現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。</p>	<p>弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方にも示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協</p>

		議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。
	競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見性を確保すべく確定値にて接続料を提示する方向へ舵をきるべきと考えます。	前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。
	指定基準である 10%の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求められており適切であると考えます。	「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成 24 年 2 月 21 日)の際に提出した弊社共意見書 <sup>1</sup> (以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である 10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア 10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。
株式会社 ケイ・オプティコム	モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。	第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)は、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非

<sup>1</sup> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見(平成 24 年 2 月 21 日)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000152552.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf)

		<p>対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。</p> <p>なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、公社時代以来の独占インフラを持つ固定通信市場における特性であることから、第二種指定電気通信設備制度の見直しの根拠とすることは適当でないと考えます。</p>
<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p>	<p>非指定事業者であるソフトバンクモバイル殿の不透明な相互接続料算定については、当社が行った2010年度相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りとなったことに加え、2月23日にソフトバンクモバイル殿が公表した2011年度相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として、その算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあると言わざるを得ません。</p> <p>MNOとMVNO間の関係に着目して、直ちに規制の適用対象とする必要性が認められない「相当程度低いシェア」を検討するにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」との規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないも</p>	<p>弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイドライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の予定はありません。</p> <p>前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準で</p>

	<p>のとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。</p>	<p>あることから、根拠としては適当ではないと考えます。</p>
	<p>相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況となりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用させることが必須であると考えます。</p>	<p>電気通信設備接続会計規則の適用タイミングについては、事業者が指定された後、運用開始までに必要となる諸準備の期間等を考慮して、翌会計年度から適用する規定がなされており、過去、第一種電気通信設備を設置する事業者についても、これら規定に則り対応してきた実績が存在するものと認識しています。従って、仮に二種指定制度の見直しがなされる場合であっても、当該会計規則を見直すことについては合理的でないと考えます。</p>
<p>日本電信電話株式会社</p>	<p>電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者（MNO）に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことは明らかであり、第二種指定電気通信</p>	<p>携帯電話市場においては、長期間に渡って 50% 近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれること</p>

	<p>設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考えます。</p>	<p>が懸念されます。その意味では、支配的事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的な事業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化となることがないように十分に配慮すべきと考えます。</p>
<p>KDDI 株式会社</p>	<p>現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。</p>	<p>「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」については、精緻な事象分析を行った上、当該認識の正誤を判断すべきと考えます。弊社共としては、前述のとおり、規制の均一化が志向されることは、公正競争の観点で望ましくないものと考え、「規制水準が不相応」な状況にあるとは認識していません。</p>

以上